令和元年台風19号による被害に際しての会長談話

令和元年10月12日夜から13日未明にかけて、大型で非常に強い台風第19 号が本県を通過し、これに伴う大雨や河川の堤防決壊・いっ水等を原因として、死 傷者を含む人的被害、床上浸水等を含む建物被害、農林業への被害等、県民生活に 甚大な被害が生じました。

このたびの台風によって被災された方々に対し、当会を代表し、心よりお見舞い申し上げます。

当会は、これまで、平成23年3月の東日本大震災、平成24年5月のつくば市を中心とする竜巻被害、平成27年9月の関東・東北豪雨被害等、災害に際して法律相談を始めとする被災者支援活動を実施して参りました。このたびの台風被害につきましても、被害が大きい地域を中心として、被災者支援活動をすべく準備して参ります。

また,当会は,災害時における法律相談業務に関する協定の締結を茨城県及び県 内自治体と順次進めており,行政との協力も進めて参ります。

当会は、これからも、災害対策に注力し、平時における準備とともに、災害発生時には、地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな被災者支援活動に取り組んで参ります。

令和元年10月15日

茨城県弁護士会

会長 根本信義